

令和2年3月つくば市教育委員会定例会会議録

1 会議日時

令和2年3月31日(火)

2 会議場所

庁舎4階 会議室401

3 出席委員

委員 鈴木 理子

委員 柳瀬 敬

委員 倉田 廣之

教育長 森田 充

4 欠席委員 小野村 哲

5 委員以外の出席者

教育局長	吉沼 正美	特別支援教育推進室長	土田 圭子
教育局次長	中山 隆	教育相談センター所長	江尻 佳之
教育局次長	大久保 克己	総合教育研究所所長	板谷 亜由美
学校教育審議監	永井 康	生涯学習推進課長	伊藤 直哉
教育総務課長	貝塚 厚	文化財課長	美野本 玲子
学務課長	間中 和美	中央図書館館長	柴原 徹
教育施設課長	飯泉 法男	中央図書館副館長	松浦 智恵子
健康教育課長	池畑 浩	企画監	笹本 昌伸
教育指導課長	朝賀 隆行		

6 議事

(1) 案 件

議案第15号 つくば市学校医、学校歯科及び学校薬剤師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第16号 つくば市立学校教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について

議案第17号 つくば市学校医の委嘱について

議案第18号 つくば市学校歯科医の委嘱について

議案第19号 つくば市学校薬剤師の委嘱について

議案第20号 つくば市学校産業医の委嘱について

議案第21号 つくば市職員のワークライフバランス推進プランの策定について

- 議案第 22 号 つくば市社会教育指導員設置規則等を廃止する規則について
- 議案第 23 号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校処務規程の一部改正について
- 議案第 24 号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 25 号 つくば市いじめ防止基本方針（令和 2 年改訂版）について
- 議案第 26 号 つくば市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第 27 号 つくば市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 議案第 28 号 つくば市教育委員会におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の廃止について
- 議案第 29 号 つくば市教育委員会事務局及び教育機関の職員のハラスメントの防止等に関する規程について
- 議案第 30 号 つくば市立学校の教育職員の在校時間の上限等に関する方針に関する規則について
- 報告第 7 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会非常勤職員の任免、服務及び勤務条件に関する規則の一部改正）
- 報告第 8 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育局職員の分限処分）
- 報告第 9 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会事務局職員の人事異動内示）
- 報告第 10 号 つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例について

7 その他

◎ 開 会

午後 1 時 30 分開会

教育長	ただいまから、令和 2 年 3 月の定例教育委員会を開催いたします。開催に当たりまして、今日は小野村委員が欠席ですけれども、定数を満たしておりますので、この会議は成立するというところで、進めさせていただきます。
◎議事録の承認	
教育長	初めに議事録の承認ですけれども、2 月の定例分、事前に送付してお目通しいただき、修正等もいただいております。その後は何かありますでしょうか。修正のとおりでよろしいでしょうか。

委員一同	はい。
教育長	<p>それでは、議事録をこのとおり承認することといたします。</p> <p>署名人は、柳瀬委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
◎教育長の報告	
教育長	<p>教育長報告ですけれども、今回はコロナのことしかないという状況です。今のところ、学校は通常どおりやる方向では示されていますけれども、状況によっては急遽変わる可能性もあると思います。今、3通りで準備を進めていて、通常どおりにスタートする場合、それから、始業式、入学式だけ行って、その後、休みに入る場合。それから、完全に休みとなってしまう場合です。子どもたちが、新年度、新しいクラスも友達も先生も分からないまま、ずっといるというのは、大変なことになるので、その辺の工夫がどちらにしても必要だと、今、色々と悩んでいるところです。</p> <p>これについては、委員さんたちにも、御意見などを頂戴して、進められればなと思っています。</p> <p>それから、3月16日の臨時教育委員会の人事異動内示でお示したんですけれども、その後に急遽変更が1件ございまして、荃崎第二小学校の小杉が、教頭として急遽、あずま北小学校に異動することになりました。その後は、空きになってしまいましたので、つくば市内の人事異動で調整しました。今日の新聞にそういう形で出ていると思います。</p> <p>それでは早速、議事に進ませてもらいたいと思いますけれども、今日は、案件が多く、20件ありますが、辞令交付式が3時からですので、2時40分には終了したいと思います。</p> <p>議案第17号、18号、19号、20号、報告第8号、この5件が人事案件なので、非公開で進めさせていただければと思います。それ以外が公開案件ということですので、今回は非公開を先にやらせていただいて、そして公開案件に入るといような進め方でやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	はい。
教育長	では、傍聴人いらっしやらないようですので、早速、非公開案件から進めさせていただきます。

<p>◎議案第 17 号 つくば市学校医の委嘱について</p> <p>◎議案第 18 号 つくば市学校歯科医の委嘱について</p> <p>◎議案第 19 号 つくば市学校薬剤師の委嘱について</p> <p>◎議案第 20 号 つくば市学校産業医の委嘱について</p>	
教育長	<p>それでは、議案第 17 号から議案第 20 号まで、関連がございますので一括で説明をお願いしたいと思います。</p> <p>健康教育課、お願いします。</p>
健康教育課長	<p>(議案に対する説明)</p>
教育長	<p>ただ今の説明に質問がありましたらお願いしたいと思います、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>それでは、議案第 17 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>◎報告第 8 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育局職員の分限処分)</p>	
教育長	<p>では、次の人事案件で、報告第 8 号についての説明を教育総務課お願いします。</p>
教育総務課長	<p>報告第 8 号、臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について説明いたします。</p> <p>(報告に対する説明)</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
教育長	<p>それでは、次に公開案件に入りたいと思います。</p>

◎議案第 15 号 つくば市学校医、学校歯科及び学校薬剤師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について

◎議案第 16 号 つくば市立学校教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について

教育長	では、議案の第 15 号について、健康教育課から説明をお願いします。
健康教育課長	<p>議案第 15 号につきましては、8 月に改正したときに、400 人を超えるごとに 1 人と改正はしたんですが、来年以降、委嘱するに当たりまして、医師会とも協議をした中で、例えば、今、390 人ぐらいで 2 年間の委嘱なので、推計から、恐らく 400 人を超えるだろうというものを。きっちり 400 人は超えていないので、1 人増やさないとすると、途中で、追加で委嘱が必要になってしまいます。それだと、先生も慣れていなかったりするので、若干は先を見越した形で委嘱をすることができるように、但し書きを加えるものでございます。</p> <p>それから、続きまして、議案第 16 号は一緒じゃない方がいいですか。</p>
教育長	それでは、16 号も説明をお願いします。
健康教育課長	<p>では、16 号については産業医関係なんですけども、法律に基づきまして、衛生委員会を置くという形になっていて、その最後のところに、委員会の処務を健康教育課で処理するとなっています。もちろん産業医の報酬とか調整等はこちらでやるんですけども、結構な回数で、毎月基本的にやったりしますので、そういった産業医との調整などの処務は、各学校でやっていただくということです。もちろん必要に応じて、健康教育課の職員が立ち会うとか、決して学校に任せきりというわけではございませんので、ここを変えたいということでお諮りするものでございます。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>議案第 15 号、16 号と続けて説明をしましたがけれども、質問などがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>大丈夫ですか。</p> <p>では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p>

委員一同	異議なし。
教育長	それでは、議案第 15 号、第 16 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
◎議案第 21 号 つくば市職員のワークライフバランス推進プランの策定について	
教育長	それでは、続いて議案の第 21 号についての説明をお願いします。
教育総務課長	<p>議案第 21 号、つくば市職員のワークライフバランス推進プランの策定について説明いたします。</p> <p>共働き、核家族世帯の増加や、高齢化など、様々な社会状況の変化により、行政課題は複雑化、高度化しており、これらに対応するため、様々な視点、経験、価値観を持った人材が求められています。</p> <p>そうした人材の働く環境を整備することを目的の 1 つとして、職員が仕事と子育てを両立できるように、男性も含めた長時間労働を抑制する、働き方改革の推進、そして、女性の活躍推進を目指すべき姿とする、お手元別添の資料、「ワークライフバランス推進プラン」を、市として策定いたしました。</p> <p>この推進プランの計画期間は、令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間とし、その推進につきましては、当該プランを策定しました、総務部ワークライフバランス推進課が主体となり、様々な措置や施策を講じながら、全庁的に進めていくものとしています。</p> <p>今回の策定に当たりましては、任命権者である教育委員会においても御承認をいただきたく、御審議のほどをお願いするものでございます。</p> <p>以上です。</p>
教育長	では、この「ワークライフバランス推進プラン」ですけれども、質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。
柳瀬委員	よろしいですか。
教育長	はい、お願いします。
柳瀬委員	これは、教員は入らないのですか。
教育総務課長	これは、市職員となりますので教員は入りません。

柳瀬委員	そうすると、学校管理員とか、その他の市の職員は入るわけですね。
教育総務課長	はい。
教育長	ほかにはありますでしょうか。大丈夫ですか。
委員一同	はい。
教育長	では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
教育長	それでは、議案第 21 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
◎議案第 22 号 つくば市社会教育指導員設置規則等を廃止する規則について	
教育長	続いて、議案第 22 号についての説明をお願いします。
教育総務課長	議案第 22 号、つくば市社会教育指導員設置規則等を廃止する規則について、こちらにつきましては、会計年度任用職員への移行に伴うものでございまして、教育委員会規則で定める社会教育指導員設置規則をはじめ、こちらの資料に掲げる、各規則を廃止するものでございます。よろしく願いいたします。
教育長	では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
教育長	それでは、議案第 22 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
◎議案第 23 号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校処務規程の一部改正について	
教育長	では、議案第 23 号についての説明を教育総務課をお願いします。
教育総務課長	議案第 23 号、つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校処務規程

<p>教育長</p> <p>委員一同</p> <p>教育長</p> <p>委員一同</p> <p>教育長</p>	<p>の一部改正について説明いたします。</p> <p>これまで各学校の校印について、字体を定めておりませんでした。今回、こちらの処務規定におきまして、庁印、これは学校印ですが、学校印については古印体という字体に指定し、職印、これは学校長の印ですけれども、こちらについては篆書体と処務規定に定めるものでございます。</p> <p>なお、現状、全学校におきましては、このような公印の字体はそれぞれ指定する古印体と篆書体になっております。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p> <p>質問、御意見ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>それでは、議案第 23 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>◎議案第 24 号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則について</p>	
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>では続いて、議案第 24 号、これも教育総務課から説明をお願いします。</p> <p>議案第 24 号、つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則について説明いたします。</p> <p>今回、東京オリンピック・パラリンピック特別措置法によりまして、今年の体育の日、今回から「スポーツの日」と名称を変えましたが、この祝日がオリンピックの開会式に合わせて、7月24日になります。</p> <p>現在、つくば市では2学期制をとっており、前期課程の終了日は、通常、体育の日となる10月の第2月曜日としていました。</p> <p>今年については、特措法によりまして、この日が祝日にならないため、中途半端に月曜日で前期課程を終えるということになってしまうも</p>

<p>教育長</p> <p>委員一同</p> <p>教育長</p> <p>委員一同</p> <p>教育長</p>	<p>のですから、その直近である近日の日曜日である 10 月 11 日を令和 2 年度の前期課程の終了日と指定するものです。。</p> <p>以上です。</p> <p>質問、御意見ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>それでは、議案第 24 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>◎議案第 25 号 つくば市いじめ防止基本方針（令和 2 年改訂版）について</p> <p>◎報告第 10 号 つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例について</p>	
<p>教育長</p> <p>教育指導課長</p>	<p>続いて、議案の第 25 号について教育指導課から説明をお願いします。関連していますので、報告第 10 号についても併せて説明をお願いします。</p> <p>議案の第 25 号について説明いたします。</p> <p>先日の 3 月議会において、つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例が議決されました。これまで規則として対応してきましたが、条例として議決されたということになります。</p> <p>これに伴いまして、これまでの「つくば市いじめ防止基本方針」の専門委員会等に関して、関連の部分を改定したものになります。</p> <p>報告第 10 号、つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例については、3 月議会におきまして、これまで規則という形でいじめ問題への対応をしてきたところですが、これまでのつくば市内のいじめの現状等を踏まえ、今後、条例等で対応していかなければ、なかなか厳しい状況が起きるであろうということで、条例の制定を今年度進めてまいりました。</p> <p>先日の 3 月議会において議決されましたので、ここで報告させていただきます。</p>

<p>教育長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>この 10 号の条例については、以前、御指摘いただいていると思うんですけども、この関係で、今度は基本方針も関連しているところについては、変更しますということになります。</p> <p>質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>今じゃなくていいんですけど、細かく変わったところを、後で教えてください。</p> <p>それと、前回も教職員の働き方改革等のことを絡めて、保護者とどのようにコミュニケーションを取っていく時間をつくるのかというお話をしましたけれども、このいじめの問題に関しても、地域との連携のような話とか、保護者との連携みたいなのも書いてあるところですが、もうそのとおりのことが書いてあるんですが、普段のコミュニケーションが取れない中で、いじめのような大きなことが起こったときに、なかなか連携しづらくなってしまおうと思うので、先生方の働き方改革の推進とともに、いかに普段から多くの保護者の方とコミュニケーションを取れるかという工夫をしていただけたらいいなと考えています。</p>
<p>教育長</p>	<p>あとはよろしいですか。</p> <p>柳瀬委員お願いします。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>少し忘れてしまったんですが、専門委員会があるわけですね。そして、それによって解決しない、あるいは疑義が生じるというか、そういったときに、再調査委員会を開きたいということ、決めたと思うんですが、この専門委員会と再調査委員会というのは、別の委員を選ぶのですか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>はい、そうです。別の委員になりまして、再調査委員会に関しましては、総務課扱いになります。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>どちらも諮問に対する答申という形なので、答申を受けて、協議会がそれを公表する形になるんですかね。要するに、専門委員会がどこまで自分たちの責任で発表するかというのは、恐らくないということですよ。</p> <p>以上、確認でした。</p>

教育長	ほかにはよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
教育長	では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
教育長	それでは、議案第 25 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
◎議案第 26 号 つくば市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について	
教育長	次に議案の第 26 号について、教育総務課から説明をお願いします。
教育総務課長	議案第 26 号、つくば市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について説明いたします。 市内の学校給食センターにつきまして、今年度をもって、大穂、桜の 2 か所を廃止し、新たに新年度から「つくばほがらか給食センター谷田部」を稼働いたします。これに伴う規則の一部改正になります。 よろしく願いいたします。
教育長	いかがでしょうか。 よろしいですか。
委員一同	はい。
教育長	では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
教育長	それでは、議案第 26 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
◎議案第 27 号 つくば市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について	

教育長	では、議案の第 27 号についての説明をお願いします。
教育総務課長	<p>議案第 27 号、つくば市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について説明いたします。</p> <p>今回、身分証明書などに使用するための若干小さめの教育委員会の印、庁印を作成いたしました。</p> <p>今までは大きすぎて、小さいものに対して少し不具合が生じていたものですから、若干小さめのものを教育委員会の印として作成しまして、その旨、規則で定めるものでございます。よろしく願いいたします。</p>
教育長	よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
教育長	では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
教育長	それでは、議案第 27 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 28 号 つくば市教育委員会におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の廃止について

◎議案第 29 号 つくば市教育委員会事務局及び教育機関の職員のハラスメントの防止等に関する規程について

教育長	続いて、議案の第 28 号について、教育総務課お願いいたします。議案の第 29 号についても関連していますので併せて説明をお願いします。
教育総務課長	<p>議案第 28 号、第 29 号について説明させていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、今、職員の働きやすい環境を整えるためということで、様々な規程を備えながら、市長部局で行政を運営しております。その中で、今回、ハラスメント関係につきまして、対象範囲を拡大するなどして、より充実した規程を定めることとし、これまでのセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程について、一度廃止しまして、新たに職員のハラスメントの防止等に関する規程として、制定する</p>

<p>教育長</p> <p>鈴木委員</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>委員一同</p> <p>教育長</p>	<p>ものでございます。</p> <p>ハラスメントという定義が変わってまいりまして、それらを網羅して、策定しているものでございます。</p> <p>なお、こちらにつきましては、市長部局に合わせてということになりますので、全庁的に職場環境の整備に取り組んでいるものでございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>鈴木委員お願いします。</p> <p>私たちも、このバージョンアップしたハラスメントの内容を知りたいので、これも後で教えてください。</p> <p>早急に準備いたします。</p> <p>具体的な中身を、確認できるようにお願いします。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>それでは、議案第 28 号、議案 29 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>◎議案第 30 号 つくば市立学校の教育職員の在校時間の上限等に関する方針に関する規則について</p>	
<p>教育長</p> <p>教育指導課長</p>	<p>続いて、議案第 30 号、教育指導課から説明をお願いします。</p> <p>議案第 30 号、つくば市立学校の教育職員の在校時間の上限等に関する方針に関する規則について説明いたします。</p> <p>文部科学省から示されました、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを受けまして、各教育機関において、上限時間の実効性を担保するために、各教育委員会でその方針を示すということで、この規則を制定するものになります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>

教育長	1月について45時間。1年について360時間ということです。 いかがでしょうか。 柳瀬委員、何かありますか。
柳瀬委員	これは、国の基準に準じているのですね。
教育指導課長	はい。県からもガイドラインが示されて、それを受けてつくっております。
柳瀬委員	では、この前の働き改革に、この数字が入るということですね。
教育指導課長	はい。
柳瀬委員	分かりました。
教育長	ほかにはありますでしょうか。よろしいですか。 では、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
教育長	それでは、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
◎報告第7号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会非常勤職員の任免、服務及び勤務条件に関する規則の一部改正）	
教育長	次は報告案件に入らせていただきます。 報告第7号についての説明を教育総務課、お願いします。
教育総務課長	報告第7号、臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について説明いたします。 お手元の報告書のとおり、つくば市教育委員会非常勤職員の任免、服務、及び勤務条件に関する規則の一部改正について、教育長が代理して事務を処理いたしました。この一部改正の内容でございますが、こちらは非常勤職員の新型コロナウイルス対策に係る特別休暇の設定となります。非常勤職員が、例えば、お子さんが学校を休みになり、そのお子さんの面倒見るための休暇であるとか、海外に行かれた方と濃厚接触され

教育長	<p>た方を休暇にするとか、そういった特別休暇を、教育委員会の非常勤職員にも与えるという形になります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の説明で、質問がありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員一同	はい。
教育長	では、先に進めさせていただきます。
◎報告第9号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会事務局職員の人事異動内示）	
教育長	報告第9号についても、教育総務課から説明をお願いします。
教育総務課長	<p>報告第9号について説明いたします。</p> <p>新年度の4月1日付け、教育委員会事務局職員の人事異動につきまして、去る19日に、お手元別紙のとおり、内示がございました。この事務処理につきまして、教育長が代理したので、報告をするものでございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
教育長	よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
教育長	ではこれで、報告案件、それから議案の案件については終了となります。
◎その他	
教育長	<p>では、「その他」に入りたいと思います。</p> <p>今日は、新型コロナウイルス対策を中心でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、まだ決まっていない案件なんですけれども、通常どおり4月6日に始業式、7日に入学式ということについては、現在のところ変わりなく、やる方向ではいます。それについて、まず3日に入学式の留意事項についてと、それから、急遽変わることもありますので、その場合には市のホームページで連絡しますので、それを見てくださいという内容で葉書を出すことにしております。それを、3日にしたのは、ぎり</p>

	<p>ぎりまで国や県の方針を待とうということで考えました。</p> <p>普通に開催する場合には、それがいくわけですけれども、2つ目の今後の流れとしては、先ほど言ったように、始業式と入学式だけ、短時間で行って、そこから休業が続くということも考えられます。神奈川県では、県立学校については、そのように進めるというのが、今日、発表されている状況です。</p> <p>3つ目としては、もう完全に危ないから、入学式も始業式もやらないで、休業にしましょうということも考えられます。</p> <p>今日の文科大臣の記者会見によると、県や市町村で状況によって違うでしょうから、判断してくださいということをしていました。</p> <p>この始業式、入学式がないときに一番困るのは新担任、新クラスが分からないということです。ですから、その後の休業中の学習の指示とかがなかなかやりづらいということです。それについては、保護者の方に何日に、クラス分けと、それから今後の連絡や教科書の配布がありますから、学校に取りに来てくださいということが必要だと考えています。</p> <p>休業中、今までのように学校で児童生徒を預かるのかということについては、今、はっきりは言えませんが、学校で前と同じように預かって給食も出すというのは、この危険な状況で難しいのではないかと考えています。</p> <p>では、学童でやるのかというと、学童でやるとしたら、指導員はどうするのか、場所は本当に狭くて大丈夫なのかとかいうようなことが、今、言われている状況です。</p> <p>あとは、開校するに当たっては、国からQ & Aが出ているんですけども、余り具体的ではないので、もう少し具体的に校長と相談してつくってほしいということで動いているというような状況です。</p> <p>ほかに何か付け加えることなどありますか。</p>
教育局長	<p>1つだけよろしいでしょうか。幼稚園についても同じような考えをしていかなければいけないというのを付け加えさせてください。</p>
教育長	<p>御意見、あとは、こういう時どうするという心配な点などあればお願いします。</p> <p>倉田委員お願いします。</p>
倉田委員	<p>例えば1学校でそれが発生したときに、つくば市全体で同じ対応をとるのか、それともその学校だけの対応に収めるのかというのは、何か考</p>

	えはありますか。
教育長	今度は感染が学校に出たらということですね。
倉田委員	そうです。
教育長	<p>これも子どもに出た場合と、教員に出た場合と、それから家族に出た場合と3通り考えなきゃいけないと思います。</p> <p>子どもに出た場合や先生に出た場合はとにかく学校は閉じるしかないと思います。</p> <p>それを学園まで広げるのかとか、そういうこともあります、とりあえず学校単位で、昨日の会議の中では大丈夫かなという考えでいました。</p> <p>ただ、子どもの場合、兄弟がいる場合がありますので、その場合は兄弟の学校まで閉じるしかないかなと考えています。</p> <p>それから、家族に出た場合は、その家族の先生、子どもに、休んでもらうぐらいかなと考えています。それで学校を閉じるのは、なかなか難しいと思います。</p>
柳瀬委員	よろしいですか。
教育長	はい。柳瀬委員お願いします。
柳瀬委員	<p>福祉施設をやっているの、利用者、それから職員が感染した場合のシミュレーションをやって、どういう行動を取るかというのを、すぐにつくり始めたんです。</p> <p>実際に、北部ではコロナが出ましたので、それを想定してということなんですが、今後、恐らく感染は広がっていくと思うんです。収束というのをどういう意味で収束と言うのか分からないんだけど、恐らく広がっていく。そして、生徒、教員、家族、あるいは地域に、コロナの陽性が出てくるとい、もう大前提で、シミュレーションするべきだと思います。</p> <p>ですから、このまま何もなく収まってくれれば、もちろんいいですけども、それは特別なシミュレーションであって、そうしたときに、学校を閉じるという選択は、もうできないんじゃないかと思います。どういう形であれ、学校は機能させないと駄目だし、新学年になって自分の</p>

	<p>クラスがない状態は、恐らくつくれないだろうし、担任も、ちゃんと立てなきゃいけないだろうし、教員が感染して、自宅待機ということも考えなきゃいけないと思うんです。</p> <p>そうしたときに、どういうサポートができるかというところまで、もう考えておく方がいいんじゃないかと思います。</p> <p>先ほどの教育長のお話で、3つ色々なパターンがありましたけれども、いずれにしても、新学期は始まるという大前提だから、式をするにしても、しないにしても、別の形にするにしても、新学期は始まるんだと思います。新学期を遅らすということはないですよ。</p> <p>そうすると、いずれにしても、始業式をどういう形にするかにしても、新学期を始めなきゃいけないんじゃないかと思います。</p> <p>あと、感染が出たときに、学校を閉じるっていう発想ではなくて、出たときに学校をどう機能させるか、すぐにオンライン授業をやってくださいと言っても、恐らく無理だと思うんですけど、私立の学校では、もうオンライン授業を始めたところもあると聞いています。つくば市も、もう大胆にやるしかないんじゃないかと思うんですよね。いかがでしょうか。</p> <p>つまり、学校を機能させなきゃいけないということだけは、今、方向性としてあるんじゃないかなと思います。</p>
倉田委員	<p>ただ、その学校にもし出た場合には、ある程度の期間だけは閉鎖するという対応は取らざるを得ないと思います。先ほどのオンライン授業も、つくば市は対応できる範囲で、家庭学習もできる状況には、ある程度あるのかなと思います。教育長が言われたように、人間関係を構築しないと、学校も機能しなくなるので、そういう面では、正規に始めて、今のところつくば市では、どこも出ていないわけですから、そういうことで機能させて、そういう事態になった場合には個別対応でやらざるを得ないのかなと思います。</p>
柳瀬委員	<p>生徒が1人出たら、学校を閉じるというのは、最初はそういうふうにも、もし決めていたとしても、長い目で、1年ぐらいのスパンで見ると、子どももかなり感染はすると思うんです。教員も感染者は出ると思います。</p> <p>ヨーロッパのペースでいくと、6割か7割の人が感染するだろうと言われています。普通に感染して、重症にならない人、それから、軽症で、また回復するという人も含めると、最終的には半分ぐらいまでは何</p>

<p>倉田委員</p>	<p>らかの形で感染するかもしれない。その都度、登校しないようにという判断が果たしているのかというと、そうなってくると別の学習スタイルができるんだったらいいけれども、できないとすると、何らかの形の登校という形は取らざるを得ないんじゃないかと思うんです。</p> <p>今はオンラインで、できるんですよ。やっているところはやっているみたいです。</p> <p>子どもが1人出たら、恐らく他の何人かは感染していると思うしかないと思います。そのまま継続していたら、もっと拡大してしまう可能性がありますので、そこら辺は、ある程度の期間だけは休業するしかないと思います。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>今、言われているのは、大体2週間と言われてはいますが、恐らく子どもたちが感染してきた時点では、地域で相当な感染者があるんじゃないかと思います。</p> <p>あと、家庭でも感染者があるとすると、濃厚接触って言っているのは、どの時点までかなと思うんです。いわゆる濃厚接触者、クラスターでここまで休めばという範囲は、どんどん広がっていくと思います。</p> <p>それで思ったのは、市全体ではできないというんだったら、地域としてできないかという話です。</p> <p>例えば、学園単位でとか、インフルエンザもそういう形でやっていると思います。</p> <p>順番に出てくるので、今、やっているのは2週間で、ある程度抑え込んでいるけれども、順番にぽつぽつと出てきた場合は、もう連続すると、ずっとぽつぽつと出続けるという、そうやってきて、学校を閉じるとなると、次開けるのは、もう本当に、みんなかかってから開けますというわけにはいかないと思うんです。これはシミュレーションの段階なので、今から起こり得ることを、どう想定するかということですけども。</p>
<p>倉田委員</p>	<p>基本的に学校では、もう密接に子どもたちはスキンシップしていると思います。そういうのが健全な教育活動というか、学校のあり方だと思うので、そういう話をして、子どもたちがそういう環境でいられるかどうかというのは、私は難しいと思います。そこら辺をどうするかですよ。</p>

柳瀬委員	<p>難しいところですね。福祉施設の場合は、家庭に返せない人もいるので、施設とかグループホームが隔離場所になるんです。それで、もう職員は濃厚接触者という大前提で、重症になった場合は、もう仕方がないけれども、もう感染してしまうという大前提で収束に向かうと。</p> <p>学校の生徒が出て、先生たち危ないので、先生も出勤しませんということやれるかどうか。</p>
教育長	<p>鈴木委員、保護者として何かありますか。</p>
鈴木委員	<p>難しいですね。どんどん局面が変わっていくんだと思います。下の子が受験生なんですけど、この休校中と春休みの様子を見てみると、学習だけに限れば、自分で計画を立てて、自分のペースでできるので、割と張り切って勉強はしています。</p> <p>でも、学校は勉強だけではないので、体育祭があったり、友達との関わりがあったり、先生との関わりがあったり、そういうのも含めて学校の教育活動だと思うんですが、それを長期的にどう確保していくかというのは、難しいなと思っています。</p> <p>あと、先ほど出た、オンライン学習の話ですけれども、今、話題になっているのは、担任の先生が画面に出てきてやりとりするようなものだと思いますが、それは、まだつくばではできていないと思います。そういう中で連絡網くらいは新学期につくって、クラスごとの連絡網の中で、どれぐらい先生が指示を出したり、子どもたちや保護者とのやりとりができるかくらいまでは、段取りできるようになると思いますけれども、なかなかオンライン学習については、先生が画面の中で教えるところまでは、今からでは難しいと思います。</p> <p>でも、これが年単位、あるいは2～3年とか、落ち着くまでにかかるのであれば、対応が必要だと思います。</p>
柳瀬委員	<p>少なくとも1年はかかると思います。</p>
鈴木委員	<p>そうすると、局面が変わっていく中で徹底していくのと、年単位で考えるのと両方、2つレールを持っておいた方がいいのかなと思います。</p> <p>もう一つは、最終的に学校開くか閉じるかも、市長が設置者なので、学校からの連絡でも、市長のメッセージが載っている、ここを必ず見てくださいとか、指示系統が1つきちんと、保護者にも行き渡るような仕</p>

柳瀬委員	<p>組みであってほしいと思います。</p> <p>今の、オンライン授業は、ネットなんかであちこちでやっていますなんて言っていますけれども、現実的になかなか難しいと思います。</p> <p>あと、GIGAスクールのことなんかも出ていましたけれども、パソコンとかスマートフォンなど、個人の持っているものを、それをもう使うというような前提で学校に設置して、学校で勉強するパソコンとして想定していたけれども、教育長も、みんな将来はパソコンを持って、子どもたちが通うようになるかもしれないと。ある程度、そこ、もう踏み込んだ方がいいんじゃないかと思います。</p> <p>電話でやりとりするというよりは、ツールとしては、メールやLINEとかでやりとりした方がいいし、もっと何か映像で顔だけでも見せてよっていうので、朝、顔を見るとか、そういうのがもしできれば、この際できる限りのことをやっておいて、いろいろトラブル、問題が起きてきたことについては、それを解決していくっていうので、パソコン、スマホの利用も検討したほうがいいと思います。</p> <p>小学生がどこまでできるか分からないですけれども、中学校レベルになれば、恐らくやれるだろうと思います。</p> <p>もちろん、家庭でインターネット環境がないとか、そういうことは出てくるかもしれないですけれども、それはもう、別の意味での福祉的なサポートも必要になってくると思います。</p>
鈴木委員	<p>今、GIGAスクールの話もありましたけれども、今回、つくば市も手を挙げて、何年後に何年生なんてやっていると、最終的に4年か、5年ですか。</p>
教育長	<p>4年間ですね。</p>
鈴木委員	<p>そうですね。</p> <p>多額のお金をつぎ込んで4年とかやっていると。こちらのどう活用するか計画が、のろのろしていると、また4年後に時代が変わってしまっ、お金かけてパソコンを設置したはいいが、大して活用できなかったみたいになるので、メールにも書きましたけれども、この際、少し事業の整理をして、選択と集中ではないですけれども、ある程度そこにお金をかけて使えるような、研修も含めて、あと、支援員を付けるとか、とにかく早く、どうせ使うんだったら、早く有効に使わないと、4</p>

<p>教育長</p> <p>柳瀬委員</p>	<p>年後にそろった頃にはまた古くなってというのがあるので、この際、使い方については、そのスマホのこととかも考えなくてはいけないと思っています。そうすると、かなり急ぎ足で、リテラシーのこととか色々なことをやる必要があると思います。</p> <p>例えば、法政第二中学校でしたかね。新聞に載っていましたが、フェイクニュースの見破り方なんていう授業をやっていたのを、新聞に書いてありましたが、子どもたちは色々なページを検索して、「いろんな人が嘘って言っているから嘘なんだ」と言うような導き方をしてしまうと、その言っている人がどういう人物で、どんな仕事をしていて、どこまで信用できるかということころまでは、あんまり考えていないというようなことを、新聞でちらっと読んだんですが、もうそこら辺の授業を当たり前に行っていかなくてはいけない時代で、もう遅いぐらいだと思っています。</p> <p>子どもたちが、ネットを自由に使えるようになるには、荒波に、何も救命具もないままに、放り込んではいけませんので、何か安全に泳いでいける策を、子どもたちに身に付けさせるのには、もう遅いぐらいだと思います。</p> <p>情報を疑うというのは、すごく大事な力ですからね。これを家庭で早くやるためには、家庭でWi-Fiとかが繋がらないと駄目だと思いますので、相当みんな意識を高めないと難しいなと考えています。1人1台の環境が今あったら、本当によかったのになと誰も思っているところだと思います。ただ、今回はまだ、そこまでいかない中でどうするか、非常に悩んでいるんですけども、緊急メールと、あとは市のホームページを見て、その学習内容なんかも確認してもらおう。あとは、学校のホームページで確認するみたいなことしか、なかなか今のところはできないんじゃないかと思っています。</p> <p>そういう指示系統がしっかりするように、今後、学校と私たちの共通理解と、学校と保護者の共通理解がしっかりしていないと、重要な情報が漏れてしまうこともあるので、そこは心配だなと思っています。</p> <p>しかし、このことをしっかりやらないと、乗り切れないだろうと思っています。</p> <p>知的なハンディキャップを持っている人も、スマホも使うんですよ。簡単なメールぐらいはできたりするんです。</p> <p>なので、能力いろいろ、人それぞれあるでしょうから、難しいんだろ</p>
------------------------	--

	<p>うけれども、最低限のところまではかなりの人がやれるんじゃないかと思います。キーボードは打てなくても、スマホでやれるということはあるので、そうすると、最初は相当ばらつくかもしれないけれども、みんな平等に、公平にというところでは、もう教育のレベルでなくて、福祉のレベルなので、そこはやった方がいいんじゃないかなと思うんです。当然、必ず出ると思います。Wi-Fiが繋がらないとか、いろいろ出てくるとは思うんですけれども。</p> <p>これはみんな足並み揃えてと待っていたら、いつまでたっても恐らくできない。</p>
教育長	<p>そうですね。</p>
柳瀬委員	<p>前の話に戻っていいですか。</p>
教育長	<p>はい。</p>
柳瀬委員	<p>学校を閉じるという意味を、登校を抑えてくれというくらいに考えておいて、色々な形でケアしたり、学校の機能はいろいろ動かしていくんだという発想の方がいいと思います。</p> <p>例えば、グラウンドは子どもたち、来て遊んでいいよって、もしできるんだったら、それだけでも、子どもたちの遊び場とか発散できる場ができると思います。学校は管理できませんということになると、難しいかもしれないですが、例えば、図書室は利用できますよという形で開放する。管理を考えると、もう何もできなくなってしまうんですが、学校をうまく機能させて開放していくと。そういう方向性も1つ考えてみた方がいいんじゃないかなと思います。</p> <p>それこそ、一斉授業というのが難しくなってきたら、カウンセリングとグループ学習を毎日続けますなんていう形態もあり得るかもしれない。症状が出ていない子どもは、学校に来ていいなんていう段階にも、もしかしたらなるかもしれない。PCR検査の結果、感染してなかったけど、家で隔離しておきますというのが、どこまでできるかという話だと思うんですよね。どっかの段階で症状が、今の普通の病気と一緒に、病気重くなったらもちろん病院だけど、ちょっと風邪ひいたぐらいの感じだったら、学校来てもいいよって、今は言っているわけじゃないですか。インフルエンザは、検査で陽性になったら、もう何日か停止になってしまうけれど、そのレベルが2週間、学校、1人出たら学校を全部閉</p>

<p>教育長</p>	<p>じるといのは、恐らく半年後にはやれないような気がしますよね。</p> <p>そうですね。</p> <p>感染者が出た場合のガイドラインというか、対応の仕方は、ある程度示されているんですか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>現段階では、そこまでのものは出ていないと思います。</p> <p>ここ数日の保護者の反応としては、学校をスタートさせるのを止めてほしいという意見がかなり入ってきている状況です。保護者の感情的にはそういったところは、やむを得ないと思う反面、先ほどお話があった、スタート時の対応等は、学校としては考えていかないと、その後の対応は難しいなと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>このところ来るメールは、「感染が心配」、「学校は本当に開くのか」というのが多いですね。</p> <p>心配していることは確かです。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>心配なんですよね。</p>
<p>教育長</p>	<p>そうですね。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>だからその代案というか、それをある程度示さないと、もう1か0かの話じゃないと思うので。</p> <p>もう一つ心配なのは、教員が感染して、学校を閉じるじゃなくて、自宅で待機ってなったときに、学校でその穴を埋めることは難しいと思うんです。教頭とか校長がどこまで埋めても、それは難しいと思うんです。それはもう、教育委員会で、何か方法を考えるしかないかなと思うんですけれども。</p> <p>あまり時間ないので。例えばですけど、退職された先生方の免許はまだ有効でしょうから、その応援部隊として小学校に行ってくれと言ったときに、ぱっと行けるような形を取るとか、あるいは教員免許はもう失効しているんだけど、昔、教壇に立ったことあるという方をある程度登録してもらって、あるいは本当に待機というか、臨時免許を出すとか。何かそれぐらいしか考えられないというか、全く教員の経験のない方が、学校に入って、先生の代わりはもちろんできないし、教員免許がある人じゃないっていうのもあるんですよね。</p>

倉田委員	家庭環境によって、私は切実さが違うと思うんですよね。例えば、かなりの年配の高齢者がうちにいる場合には、もし感染したら、命の危険性も高いということもあると思います。
柳瀬委員	そうですね。そもそも感染者が出たところへ行くというわけですからね。
倉田委員	非常に難しい問題だと思います。人権にも関わることになってしまうから。
教育長	そういう色々な想定をしながら、また考えていかななくてはならないと思います。
柳瀬委員	恐らく消去法でやっていくと、もう、校長、教頭が学校を走り回るしかないなと思います。
教育長	とりあえずはそこで、まずできるところまではやるしかないとは思いますが。それでもできなくなる可能性もあります。
柳瀬委員	シミュレーションの段階ですので。
教育長	<p>そうですね。今、御意見いただきましたので、これからシミュレーションというか、教育委員会がいろいろと対策を考えるときには、そういう案、意見を参考にできるんじゃないかと思います。</p> <p>何せ今まで想定できなかったことなので。ある程度想定できることなら、こうなるんじゃないかと言えるんですけども。</p> <p>給食センターの職員がなくなってしまったらどうしようとか、そういうことも考えています。</p>
柳瀬委員	そういった状況も考えられますね。
教育長	本当にそうになったら給食ストップするしかないと思いますが、対応を考えないといけません。
倉田委員	足立区では短縮で授業を行って給食まで出すということですが、あま

教育長	<p>り意味がないように感じます。</p> <p>そうですね。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、今の意見も参考にさせていただきながら、またこれから考えていきたいと思えます。</p> <p>では、以上をもちまして3月の定例会は終了とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
-----	---

◎ 閉 会

午後 2 時40分閉会宣言